

平成 28 年 12 月 2 日

## 青森県の関連家きん農場で

# 2 例目の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

## 再度、防疫対策の徹底をお願いします。

12月2日、青森県青森市内の食用アヒル4,800羽を飼養する家きん農場（11月28日の発生農場から約300m離れた農場）において新たな高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）が確認されました。

今回発生が確認された農場は、初発の農場と疫学的に関連があることからインフルエンザ簡易検査の陽性結果を受けて疑似患畜であることが確認され、直ちに防疫措置が開始されました。

また、野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ（血清亜型 H5N6）の分離も増加傾向にあります。秋田県、鹿児島県、鳥取県、岩手県、宮城県その他、兵庫県や新潟県でも死亡野鳥等からウイルス遺伝子あるいは簡易検査陽性が確認されています。

改めて、家きんを飼養している皆様には、家きん舎周囲等に消石灰を散布するなど農場内の消毒や作業靴の底の消毒を徹底しウイルスの持込を防止するとともに、改めて飼養衛生管理基準を順守し下記の事項にさらなる注意を払い野鳥や野生動物の侵入防止に努めるようをお願いします。

また、1日の鶏の死亡羽数が増えた場合や元気消失などの異常を認めた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡下さい。

### 記

- 1 小型の野生動物が家きん舎の外部からできる経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検し、十分でない場合には修繕する。

◎野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び破損個所の修繕。

◎家きん舎の壁面の破損の修繕や家きん舎の屋根と壁の隙間をふさぐ。

- 2 鶏舎ごとに専用の靴や衣服を置いて、よく消毒してから入って下さい。
- 3 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしてください。
- 4 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車（タイヤや運転席）や持ち込む物は必ず消毒してください。
- 5 ネズミやゴキブリ等の衛生害虫の駆除をしてください。

.....  
● 問合せ先  
● 家畜保健衛生所 0776(54)5104  
● 嶺南家畜保健衛生センター 0770(45)0191  
● .....